

改正 平成15年4月1日 平成17年4月1日
平成20年4月1日

（目的）

第1条 森林資源の確保及び自然保護等の公益的機能の増進並びに林業経営の安定を図るため、間伐事業に対し、市が毎年度の予算の範囲内において、間伐に要する経費の一部を補助金として交付することとし、その交付については、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象）

第2条 市内に住所を有する森林所有者が市内で行う間伐事業とする。

2 補助金の交付対象は、国及び東京都が当該同種の補助事業に基づき、当該年度において補助金を交付した間伐事業とする。

（補助の制限）

第3条 前条の規定にかかわらず、市長が補助することを適当でないと認めた場合は対象としない。

（補助金額）

第4条 補助金額は、国及び東京都が当該同種の補助事業に基づき、当該年度において採択した事業面積に、20,000円/haを乗じて得た額とする。（但し、円位未満切り捨て。）

（補助金交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、東京都が補助金の交付決定を行った年度の3月31日までに、その交付決定通知書の写しを添付して、市長に提出しなければならない。（第1号様式（様式略））

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前項の規定により申請を受けたときは、書類等の審査の結果、補助金を交付すべきと認めるときは、すみやかに交付の決定をし、通知するものとする。（第2号様式（様式略））

（補助金の請求及び受領）

第7条 補助金の交付決定通知を受けた者は、すみやかに請求書を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

（代理人）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、間伐事業の実施、並びに補助金の申請請求及び受領に関する事務の全部又は一部を代理人（以下「代理受領者」と言う）に委託することができる。

（代理受領者）

第9条 代理受領者は、補助金の交付を受けたときは、受領後30日以上滞留させるなど、みだりに支払を遅延したり、他に流用しないこと。

（報告）

第10条 代理受領者は、支払完了後すみやかに、補助事業実績報告書、事業報告書、補助金配布報告書を市長に提出すること。（第3号様式（様式略））

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。